



Dear kyakuno-san (Sasaerukai no Mina-san) Namaste!

Ogenkidesuka?

Daibu samuku narimashita. khemusho no samusa tamaranai, desu. kyakuno-san kara okutte kudasatta shinbun, Jashii (ssata) khewo (28nichi) muraimashita. Doumo arigatou gozaimashita.

Radha-Indra-san kara okutta tegami todokimashita. Boku kara mo sukoshi okane okuritai desu kara kyakuno-sanka, Hasumi-san no namaye ni takusage shimasu.

Menkai ni irassaru maye renraku, onegaishimasu.

Okuba mada irette nai desu. Mina-san no nasake de itsu okuba ireru koto dekimasu. Mina-san doumo arigatou gozaimashita.

Dewa Mata.

Okhenko Keotsukette oshigoto ganbatte kudasai. I never forget your's Love, pity, sympathy and Mercy.

Thanks God bless you always

Your's "INNOCENT" Govinda.

Yokohama jail.

4.11.2004.

☆☆☆ ゴビンダさん近況報告 ☆☆☆

昨年10月20日の上告棄却により有罪判決が確定したゴビンダさんは、現在、横浜刑務所で、「無実なのに無期懲役に服さねばならない」という、およそ想像を絶する過酷な日々を送っています。今までに数回、「ネパールにいる家族との連絡が必要」などの理由で、支援者との特別面会が許されました。私たちに会う時は、いつもとびきりの笑顔を見せてくれますが、その心中の無念さは、いかばかりでしょう。

「ここへ来てから、拘置所にいた頃より、体調はよいです。夜もよく眠れる。今の仕事は、紙袋貼り。すごく真面目に働いてる。わたし、ここでは、ぜんぜん問題おこしてない。でも、なんで、こんなところで、こんなこと、してるんだろう。わたし、なにも、ワルイこと、してないのに！？どうしても、その考えが浮かんできて、つらくてたまらない」。そんなゴビンダさんを支えているのは、やはり再審への希望、家族への愛情、そして無実を信じてくれる人々の存在です。

「みなさんによろしく。再審のこと、お願いします。少しでも早く出られるように。それから、どうか、家族のこと、お願いします。困らないように、助けてやってください」。

現在、弁護団は、再審請求の準備を進めています。「支える会」の再審メンバーは、11月25日弁護団との会議を行い、再審への具体的な協力について話し合いました。

先日、大崎事件について、福岡高裁は、鹿児島地裁が認めた再審開始決定を取り消したばかりか、「確定判決の安定を損ない、三審制を事実上崩すことになる。現行の刑訴法とは相いれない」と批判までしたとのこと。たった一人の人権より制度安定のほうが大切だということでしょうか。残念ながら、これが日本の司法の現実です。再審の壁を突破するのがいかに困難なことか、あらためて思い知らされ、暗澹たる思いです。しかし、いかに困難であろうとも、私たちは、ゴビンダさんのために、真実のために、闘い続けなければなりません。みなさまの力強いご支援をお願いいたします。

ゴビンダさんに激励の年賀状を出そう！

支援者の皆さまからゴビンダさんへの激励メッセージを、随時、ニュースレター形式の寄せ書きにして獄中のゴビンダさんに送っています。年賀状は、そのまま縮小コピーするのでゴビンダさんに読めるようローマ字でお願いします！ ゴビンダ事務局宛（現代人文社気付）に郵送してください。

●●●「無罪勾留」のモラガさん、上告棄却・・・

最高裁は、モラガ・レイエス・アレハンドロさん（チリ国籍・24歳）の上告を12月14日付で棄却しました。11月1日に上告趣意書を出してから決定までわずか1ヶ月半。これで最高裁がまともな審理をしたなどは到底信じることはできません。

原山弁護士：「高裁の裁判官も最高裁の裁判官も人一人を有罪にすることの重みを理解していないとしか思えません。高裁の判決は恐ろしく杜撰な証拠判断をしています。結果としてこれを最高裁も認めたこととなります。このていどの事件（窃盗で懲役2年）など、これで十分と言われているような気がします。証拠を見ようとしない裁判官は裁判官と言えません」。原山先生の怒りにまったく同感です。「無罪勾留の常態化」により、外国籍の被告は、せつかく一審で無罪判決を得ても最終的に必ず刑務所に送り込まれてしまうという恐るべき事態が進行しています。外国人に限らず日本人でも無罪勾留されうることに、警鐘を鳴らしたいと思います。



アイリス・ベイカーさん

2002年4月、成田空港に降り立った英国人ニック・ベイカーさんは、所持していたスーツケースから麻薬が見つかったため逮捕され、一審千葉地裁で懲役14年+罰金500万円の有罪判決を受けた。彼は、当初から知人にだまされてスーツケースを持たされたとして無実を訴えている。東京高裁で進行中の控訴審では、彼が一言も理解できない日本語で書かれた「自供」調書のねつ造や、取り調べ、裁判を通じた通訳の不備により、正当な裁判を受ける権利が事実上奪われていた事が、弁護側の立証で明らかになりつつある。

無実を信じ、先頭で支援に駆け回っているニックの母、アイリス・ベイカーさんのメッセージを抜粋して紹介する。

全文（英語）は、<http://www.justicefornickbaker.org> に掲載されている。

また、一年が過ぎ去ろうとしています。私の息子、ニックはすでに2年と7ヶ月を拘留所ですごし、今度のクリスマスは、家族と小さな息子ジョージと遠く離れて獄中で迎える3度目のものとなります。

弁護団が東京高裁に控訴したのは、今年1月のことでした。私は日本の裁判の、耐え難いほど遅々とした進行にあらためて愕然とします。これは上訴しようとする者の意志をくじくために意図されたものと思わざるを得ません。ニックが法廷でこの1年にすごした時間は12時間を下回り、残りの8750時間は、東京拘留所の独房の中で、うちひしがれ、無為にすごすことを余儀なくされたのです。私には、こうした取り扱いが、日本国憲法37条第1項と、どう矛盾しないのか理解できません。

「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を

有する」

2004年を振り返ると、困難な事柄と並んで、たいへん勇気づけられる状況の進展も見られました。こうした積極的な側面に思いを寄せるとき、彼らなしにはとてもやってこられなかつただろう、世界中の私心のない人たちに支えられてきた私は、何と幸せだろうと思います。

宮家俊二弁護士をはじめとする弁護団、ニックのため署名をし、お金や時間を割いて協力してくださった一人ひとりのみなさんにお礼を申し上げます。日本の友人、「無実のゴビンダさんを支える会」のみなさん、また物質的・精神的に、かけがえのない支援を自主的にしてくださっている多くの日本の改革的なみなさまに感謝申し上げます。心の底から、本当にありがとうございます。

メルボルン事件えん罪被害者もニック支援を表明

1992年、メルボルン空港で、麻薬密輸の容疑で逮捕、15年の実刑判決を受け、2002年、仮釈放で帰国したえん罪被害者の一人、勝野正治さん（再審要求と国連人権委員会へ提訴中）は、通訳の不備や、被告人の言い分にまったく耳を貸さずにやみくもに有罪判決を下した状況が自分たちの受けたでたらめな裁判と同じだ、としてニックの支援を表明している。

カンパのお願い 通訳不備の鑑定意見書の作成などに要する資金が圧倒的に不足しています。無実のゴビンダさんを支える会の振り替え口座に「ニック支援」と明記の上、カンパをお送りいただければ、ニック支援グループにお渡しします。たいへん心苦しいのですが、お志をお送りいただければと心からお願い申し上げます。

次回公判（本人尋問）：1月13日（木）東京高裁718号法廷 傍聴券は不要です。

□□ □ 「9月学習会」の報告

9月17日、布川事件の再審請求人である杉山卓男さんに「冤囚歴29年の獄中体験」を話していただきました。弁護団の柴田先生、「守る会」の中澤さんも参加してくださいました。

上告棄却の決定を知った時、「目の前が真っ暗になった」という杉山さん。「拘置所の担当官が慰めてくれたけど、そんなの全然耳に入らない。ただもう悔しさと怒りだけだった」。まったく身におぼえのない強盗殺人の疑いをかけられ、強引な取調べにより虚偽自白に追い込まれ、それでも裁判官なら必ず真実を見抜いてくれるはずと信じて、長い裁判に耐えてがんばったのに、それらの期待もことごとく裏切られ、これからの長い人生を刑務所で過ごさねばならない・・・その理不尽さに対する憤怒と絶望。まさしくゴビンダさんも、今、かつての杉山さんと同じ体験を味わっているのです。

「毎日、工場への行き来とか、どこへ行くにも軍隊式に行進させられる」、「作業中、トイレに行きたくても、看守が気付いてくれるまで手を挙げて待っていなければならない」等々、ごくふつうの人間的な自由を奪われた刑務所の日々。それでも、杉山さんは、それなりのささやかな楽しみを見出しながら、長い年月に耐えてこられました。それは、やはり「自分は無実なのだから、何も恥じるところはないのだ」という確信からくるものだと思います。ゴビンダさんにも、そのように生き抜いていってほしいと、心から願わずにはいられません。現在、布川事件は、第二次再審請求による事実調べが終わり、水戸地裁土浦支部の回答待ちという状況です。無実の杉山さんと桜井さんに再審開始を！！そしてゴビンダさんも後に続きますように！！

□□ □ 2005/4/3 ゴビンダさん支援集会の予告

日時 : 2005年4月3日(日)午後2時～5時

会場 : 幼きイエス会」9階ホール(JR四谷駅麴町口徒歩1分)

プログラム: 再審について弁護団からの報告、ゴビンダさんの家族の訴え(お母さんとラダさんを集会にあわせて招日)、えん罪・再審の当事者・支援者からのアピール、「支える会」からの活動報告と今後の方針、などを予定しています。詳細は次号通信にて。

□□ □ 事務局会議

▼ 次回は2005年2月8日(火)午後7時～9時 現代人文社: 信濃町駅下車徒歩5分

* 隔月(偶数月)第2火曜日に事務局定例会議を行っています。会員のみなさま方の積極的なご参加をお待ちしています。

▼ 「無実のゴビンダさんを支える会」は、再審への取り組みを中心に、あらゆる可能性を視野に入れつつ、長期的展望をもって地道な活動を継続しています。ゴビンダさんがネパールに帰る日まで、ゴビンダさんと家族を支えていけるよう、みなさまの暖かいご支援をお願いいたします。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付

留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail: mainali@anet.ne.jp

ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>